

会

銀

贈呈

'83

第83号

〔座談会〕 最高裁総務局・人事局各課長、参事官を囲む…………… 2

〔実務紹介〕 刑の執行猶予の言渡取消請求事件処理要領…………… 16

福岡地方裁判所における過料事件処理に関する書記官事務の実際…………… 67

執行官実務の実態について…………… 90

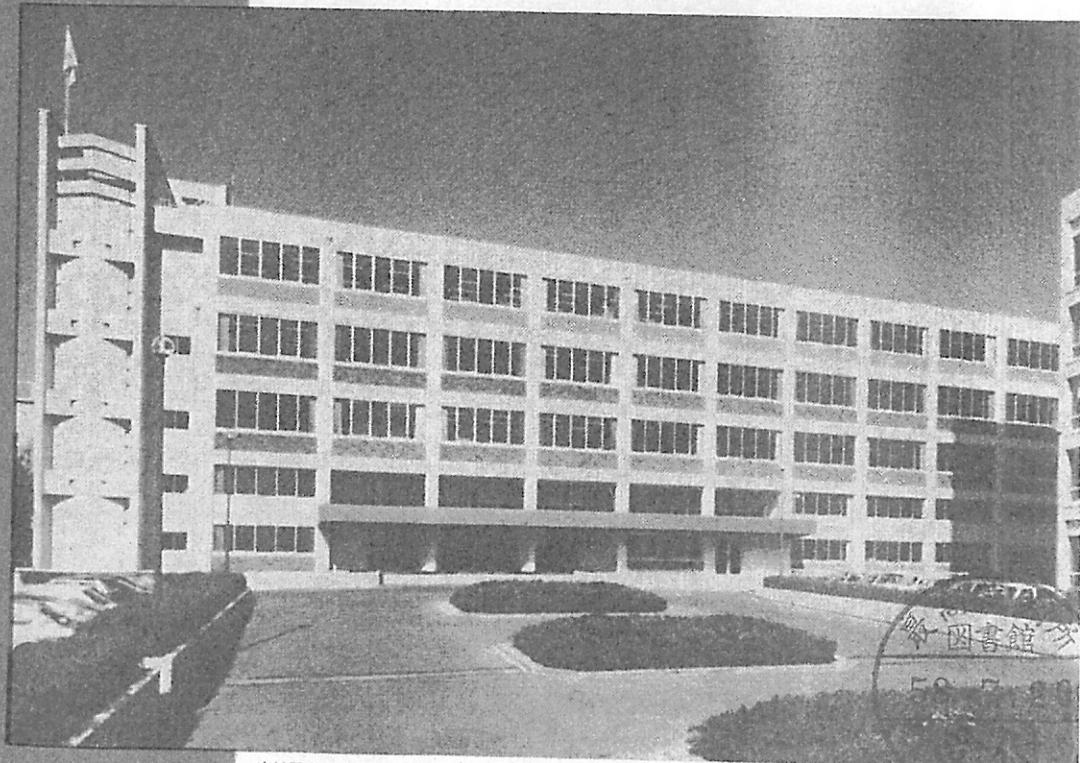
〔書協実務研究室コーナー〕 不動産執行における物件明細書と短期賃借権…………… 50

〔実務研究〕 債権執行受付事務について…………… 58

国際司法共助（書類の送達の嘱託）について…………… 75

裁判所の共助——とくに、国際司法共助——…………… 78

〔資料〕 カリフォルニア州裁判所における書記官執務の実情について…………… 101



表紙写真／千葉地・簡裁序合

全国裁判所書記官協議会

全国書協会報〔季刊〕第83号

目 次

| | |
|---------------------------------------|---------------------|
| 卷頭言 | 1 |
| 〔座談会〕 | |
| 最高裁総務局・人事局各課長、参事官を聞く | 2 |
| 〔実務紹介〕 | |
| 刑の執行猶予の言渡取消請求事件処理要領 | 小野秀作 16 |
| 福岡地方裁判所における過料事件処理に関する書記官事務の実際 | 高畠昇一 67 |
| 執行官実務の実態について | 東京地方裁判所執行官室 90 |
| 〔書協実務研究室コーナー〕 | |
| 不動産執行における物件明細書と短期賃借権 | 浅井均 50 |
| 〔実務研究〕 | |
| 債権執行受付事務について | 阪本勁夫 58 |
| 国際司法共助（書類の送達の嘱託）について | 河原鉄男 75 |
| 裁判所の共助——とくに、国際司法共助—— | 手嶋定光 78 |
| 民事実務の問題と協議結果 | 全国書協本部実務研究室（民事班） 83 |
| 刑事実務研究 | 全国書協松山支部 85 |
| 〔資料〕 | |
| カリフォルニア州裁判所における書記官執務の実情について | 小森雅夫 101 |
| 日本語ワードプロセッサ入門 | 松山支部書記官制度研究会 109 |
| 〔本部と支部との交流会だより〕 | |
| 高松／福岡／大阪／東京／仙台／広島 | 115 |
| | |
| 本部だより | 113 |
| 支部役員名簿 | 49, 66, 82, 84, 121 |
| 〈俳句〉かすみ俳句会 | 114 |
| 〈編集手帖カット文字〉の解説 | 小林保佳 15 |
| 「相談コーナー」ご利用のお願い | 100 |
| 原稿募集 | 89 |
| | |
| ☆ 判例要旨紹介 民事—最高裁判所判例要旨（昭和57年12月～58年2月） | 122 |
| 下級裁判所判例要旨（昭和55年9月4日～12月17日） | 123 |
| 刑事—最高裁判所判例要旨（昭和58年2月） | 125 |
| 下級裁判所判例要旨（昭和55年11月19日～12月1日） | 125 |
| 家事一下級裁判所判例要旨（昭和55年9月19日～56年11月5日） | 127 |
| 《卷頭言カット》 | 後藤三男（元千葉地裁） |
| 《編集手帖カット》 | 小林保佳（長野地裁） |

とき
ところ
昭和58年4月21日
麹町会館

各課長、参事官を囲む

吉井会長 それではまだ今から、恒例の総務局、人事局の各課長、参事官を開む座談会をはじめたいと思います。最初に吉井会長からございきつをお願いいたしました。

吉井会長 本日は、ご多忙中にもかかわらず、各課長、参事官の方々には、おいでこの座談会にご出席いただきましてありがとうございました。本日の各

部司総務部長 それではまだ今から、恒例の総務局、人事局の各課長、参事官を開む座談会をはじめたいと思います。最初に吉井会長からございきつをお願いいたしました。

吉井会長 決議によりまして、書記官制度研究会を発足させました。そして、この機会に、書記官の執務体制を見直すと同時に、書記官制度はいかにあるべきかということについて

1 勤務の延長、再任用制度の運用方針
2 基本方針について
3 書記官事務の合理化について
4 書記官の研修制度について
5 主任書記官試験について
6 総務局三課の今後の作業計画
7 その他

一 昭和五八年度等級別定数について

二 企画官について

三 書記官について

四 企画官について

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百十一

一百十二

一百十三

一百十四

一百十五

一百十六

一百十七

一百十八

一百十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

特集／座談会

最高裁總務局・人事局

まして、今年度の等級別定数についての全般的な説明と運用方針、また、ますますすきびしくなると思われます定数回収の問題、その見通し等についてお話をいただきたいと思います。ボスト増につきましても、全般的なご説明と、ボスト増についての当局の基本的なお考え、今後の見通し等お話をいただきたいと思っております。

が九府になり、次席書記官が置かれていた
る府が三三戸となつたといふ話を伺つた
わけだけれども、これらのポスト増
につきましては、今後もよろしくお願ひ
致したいと思っている次第です。特に私
どもは、東京、大阪の大規模府において、
三人目の次長を置く可能性があるの
ではないかと、うようなことを考えてお
りますし、民刑それぞれ數百人も書記官

出席者

最高裁判所印

總務局第一課長
同第二、三課長
同 參事官
人事局給與課長
同 參事官

書記官協議会側

岡田給与課長 昭和五八年度の等級別定数の関係について、順次ご説明させていただきます。まず最初に、等級別定数

で、切上げの対象になるところの母数というものが非常に少なくなつてきております。そついた状況の中で、更に切上



の切上げ

あります
が、最近
は財政事

書協会報 83号

にをするとということになりますと、分母が小さくなってきておりますので、どうしても分子も小さくならざるを得ないということ、全体として、切上げの数を出すことは非常にむずかしい状況になつております。このような状況下ではありますけれども、私達としては、等級別定査官の関係は職員の皆さんの待遇に直接関係するものでありますので、できるだけの努力をしたということでありまして、後ほど具体的な数を申し上げたいと思いますが、ある程度成果を得たとい得るのではないかと考えております。

に、行¹〔三等級から二等級の切上げ〕が実現いたしましたが、昨年の増加数は六でした。年は増加数が五ということになります。その内訳を申し上げますと、高齢の会計課長について、地裁の事務局長について、王任家裁調査官について、検審局長について、合計五であります。昨年は、高裁の課長が二で、計六であります。本年は、高裁の課長については、「一」になつております。それで、行¹〔四等級から三等級への切上げ〕であります。また、地家裁の主任書記官の官の切上げが三九となつております。昨年の地家裁の主任書記官の切上げは二二であったわけであります。が、本年は、地家裁の主任書記官の切上げを最高点として努力いたしました結果、幸い昨年を記念して大幅に上回る切上げができるということがであります。高裁の主任書記官については、四等級から三等級への切上げが決了しておりますので、現在、私達といしましては、地家裁の主任書記官について、四等級から三等級への切上げに最大四等級の努力をしているわけであります。そのほか、この三等級の関係では、高裁の課長補佐について、地家裁の本所課長について、記官の三九と合わせて、合計七五の切上げがでております。昨年は、三等級について合計二七の切上げができるっていましたので、今申し上げました地家裁の主任書記官について、合計七五の切上げがでております。昨年は、三等級について合計二七の切上げができるようになりましたが、昨年の増加数は六でしたが、年は増加数が五ということになつております。

の切上げは全部で五〇にとどまつたのですが、本年は、それを相当上回るところの七五の切上げができたということであり、相当の成果を得たといい得るのではないかと考えております。統いて行「五等級から四等級への切上げ」ですが、高裁、地裁及び家裁の係長に切上げたいということで、従来から力を注ぎておりますが、この關係につきましても、本年は、高裁、地裁及び家裁の係長について合計二二〇の切上げができるおりました。昨年は、この關係は合計九であったのですが、それを相当上回る切上げをすることができたということであります。そのほかに、五等級から四等級への切上げといたしましては、地裁及び家裁の専門職について合計三七、地裁の廷吏について二二、検審係長についてさて四等級への切上げは合計一六五ととなり、昨年の合計一三六を相當上回る切上げができます。最初に申し上げましたとおり、大変きびしい財政状況でもあり、場合によつては、昨年を相當上回る結果が生じることも予想せざるを得ない状況にあると考えていたのですが、ただ今申し上げましたように、特に三等級及び四等級につきましては、昨年を相当上回るといふの切上げを出すことができました。以上が等級別定数の切上げについて

次に、等級別定数の回収の関係について説明させていただきます。この関係につきましては、昨年、この機会に詳しく述べておきましたので、ある程度ご理解いただいているのではないかと思いますが、定数の回収の問題は、昨年も申し上げましたとおり、年齢構成がある程度よくらんでいるところについては、そのような年齢構成を見ながら定数の切上げ關係で、ある程度手当をしていくということがあるわけですが、それが、そういった年齢構成のふくらみがなくなつて来た場合には、それに応じて是正をしていく、それが定数の回収の問題でありまして、これは、そうしなければ公平という点から問題があるということであり、ある意味では当然のことではないかと考えております。そういうことからいたしまして、裁判所の場合にも、かつて年齢構成がふくらんだところで、いひた定数の手当がされたきたわけありますから、ふくらみが移っていくに台わせて、定数の回収にも応じていかなればならないということでありまして、この関係についても、本年は年齢構成の推移ということからいたしますと、相当数、場合によっては三桁に近い数の定数の回収を覚悟せざるを得ないということ状況であったのですが、これも昨年も申し上げたことありますがあなたの意見で

5 金絲猴

は当然のことであるといふながらも、現在認められている定数が回収されるということを滅っていくことになります。すると、職員感情としてはやはり面白くないことを申しますが、問題がないわけではないといふように私達も考えておりまして、できるだけ回収の数を少なくすることで、定数の回収が二九であったのです。結果、昨年は、書記官の四等級について、定数の回収が二九であったのです。が、本年は、幸いにして、同じ書記官の四等級について、定数の回収を一六にとどめることができました。ただ、この關係は、ひとつ誤解のないように、念のため、一音付け加えさせていただきたいと思いますが、定数の回収が二九から一六に減った、そうすると来年度以降はもっと少なくなるのではないかと受け取られるかもしれません。が、そういった状況では決してないのであります。いわば本年度分の定数の回収を来年度以降に繰り延べたということであり、来年度以降は、また相当多くなることは避けられないものと考えております。しかしながら、我々いたしましては、当然のことではあります。が、できるだけ回収の数を少なくするという努力はしなければならないと考えております。

統いて、ボストン、官職の増設の関係について説明させていただきます。本年新たに官職の増設が認められましたもの

を順次申し上げますと、まず、家裁首席書記官の増設が一席。これは、現在一人の二人の首席書記官であるところを家事、少年あります。それから、家裁事務局次長の増設が二席。これは、二人目の事務局次長を置くものであります。次に、地裁次席書記官の増設が一席。これは民事と刑事の次席書記官を設置することになりますので、一席で二名増設ということになります。それから、地裁支部課長の増設が三席。高裁、地裁及び家裁の専門職の増設が合計七。このうち、高裁の人事専門官、裁判所では企画室としておりますが、この設置が一であります。それから、主任速記官の増設が昨年と同数の二四。従前七四設置されておりますので、合計九八の主任速記官が設置されることになります。そのほか、調査官研修所の養成部の改編に伴い、調査官補から調査官への組替えの問題があるわけであります。ですが、本年度は、その第一次といふことで、五五の官補から官への組替えを行つております。また、東京高・地・簡裁の合同庁舎ができ上りました際には、東京高裁に管理課が設置される予定になっておりますので、その関係のものとして、本庁課長一、課長補佐が二、係長が五増設されることになつております。以上が本年度における官職の増設の關係であります。

次に、官職の増設の今後の見通しについてであります。全体として見た場合には、二十数年来、裁判所は相当多様の官職の増設を図ってきておりますが、ある意味では、官職の増設は既に界に近いところに到達しているといふほどのではないかと考えております。そういったことからいたしますと、なお検する余地がある所、特に大字等につきましては、なお検討する余地があるところも一部はあろうかと考えますが、今後見通しをいたしましては、もう限度に近い状態になつてきており、これ以上の中堅をしていくことは、各職種を通じても大変むずかしい状況になつてきておりと考えております。

以上、本年度の等級別定数の改定等の関係についてご説明したわけであります。が、最後にこういった形で改定されました等級別定数の選用の関係についてご説明しておきたいと思いますが、本年は、書記官及び係長の四等級昇格、事務官の五等級昇格につきまして、それぞれの年齢構成、昇格対象者の数の推移、また、書記官につきましては、定数回収の今後明しておきたいと思いますが、本年は、書記官及び係長の四等級昇格、事務官の五等級昇格につきまして、それぞれの年齢構成、昇格対象者の数の推移、また、書記官につきましては、定数回収の今後見通し等を検討いたしまして、從前の定数配布基準を若干緩和する形で、定数の運用を行つていくことにいたしました。この点が、本年度の等級別定数の運用の大きい特徴であらうと考えております。以上でござります。

二 番記官制度の展望について

柏谷企画調査部長 どうもありがとうございました。それでは次のテーマを発足させていただきます。先ほど会長から話がありましたように、私どもの全国協では、昨年の総会で書記官制度研究を発足させまして、目下作業を進めてるところなんですが、現段階では、当の方へ提言をする筈がたまるといううちは至っていいわけですけれども、各高裁の所在地に置かれております制度研究会から寄せられました意見等を總しますと、大体私どもの意見としては、書記官の大量退職期を迎へ、書記官の職務内容を見直し、書記官の将来のあるべき姿を前提としまして、供述録取事務を重点とする書記官の事務の合理化を推進するということや、コンピューターなどの機器の大規模導入、職員配置の合理化などによって書記官の職務体制の確立を図るいいチャンスではないかというふうにとられてているということができると思います。これらにつきましては、総会にかけた上で当局にご提言いたすといふことになりますけれども、このよう書記官の関心が非常に高い問題ですので、昨年の座談会でもテーマにあげさせていただきましたけれども、本年も当局のお考ぎをお話をいただきたいと考える次第です。

テーマにかけてありますように、書記官制度の将来について、当局の一般的な

方針、大量退職に対する具体策、補充についての方針とか、書研の養成部の養成計画、CPの任用計画、有資格事務官の配置替え等の任用面と事務合理化の

面、特に、書記官事務の大半をしめてお

ります供述録取事務を中心にして、

例えば、録音体の引用とか速記制度、外

部速記の活用、録音反訳方式、簡易公判

手続における供述調書の省略の可否、要

領調書推進のための方策、それから、先

ほども出ました、ワープロ等の機器の導入、事件簿、統計等のコンピューター

化等につきまして、現在どのような具体

案をお持ちか、取組みの現状と将来の見

通し等も含めましてお話しいただきたいと

思います。

1 基本方針について

正盛參事官、「書記官制度の展望について」のうちで、最初の基本方針につきましては、人事局の考え方が従来と特に変わつておりませんので申し上げることはございません。

2 大量退職に対処する方策について

二番目の大量退職に対処する方策についてお話をしたいと思います。書記官の大員退職の対策につきましては、その組織、定員、欠員補充、執務体制、人事諸



制度等

いろいろな観点から検討が必要であるわけ

すけれども、このうち、欠員補充対策につきましては、かねてから関係の各局、研修所等と検討を進めてまいりました。

また、昨年來下級裁からの意見もいろいろお聞きした上で、このほど一応の成案が出来上ったわけです。この対策案の骨子につきましては、後ほどご説明いたしますが、これについての基本的な考え方といいますか、方針につきまして三、四点申し上げたいと思います。第一に、大量退職期の欠員補充の方針としまして、少數精鋭でいくか無条件に充員を図つていくかという大きく分けて二つの考え方があるうかと思います。この点につきましては、書記官像をどのようにとらえるべきかという根本問題にも絡んでまいりますので、そう簡単に結論が得られるというわけのものではありません。人事局をいたしましては、

ございません。

えであります。またその逆に、大量退職期に少数精鋭の書記官だけで、あるいはそれに補助者として事務官等を配置して乗り切ついくとか、あるいは書記官の現在の担当事務を見直して、事務機器類の活用等を含めて執務体制の合理化を図りながら乗り切るべきだと、といふ意見は、当然主張としては十分理解できるわけでござりますけれども、しかし、実行可能な具体的な大量退職の対策ということになりますと、やはり、こういう不確定要素は極力さけて、ある程度現実的なものを見方をし、現状を前提にして対策を考える必要があると思います。また、これまで書記官の増員の努力を続けてきた背景もあるわけですし、それとの整合性についても無視することはありません。そこで大量退職という一過性の対策のためにこの制度の根幹にふれるような改善は行わないで、必要最少量の手直しにとどめていただきたいという考え方であります。方針の第四としましては、事務官による充員の問題でござりますが、いわゆる事務官代替の問題につきましては、総務局からお話をあたるかと思ひます。方針の第四としましては、

事務官による充員の問題でござりますが、いわゆる事務官代替の問題につきましては、総務局からお話をあたるかと思ひます。方針の第四としましては、各府間で書記官事務の繁閑の差があるところ、あるいは各府内部でも、事務量の不均衡等があるとするならば、その府あるいはその府の内部部署によっては書記官の欠員を事務官で補充することもあり得るわけですね。この点につきましては、從前からも個別にそのような取扱いがなされているところであります。以上が大体

次に、具体的な書記官の補充対策につ

いてお話をしたいと思います。書記官の質の面を無視しまして、書記官を大量に速成していく無条件に充員を図る方針はとるべきではないという考

えであります。またその逆に、大量退職期に少数精鋭の書記官だけで、あるいはそれに補助者として事務官等を配置して乗り切ついくとか、あるいは書記官の現在の担当事務を見直して、事務機器類の活用等を含めて執務体制の合理化を図りながら乗り切るべきだと、といふ意見は、当然主張としては十分理解できるわけでござりますけれども、それも予測されますので、彈力的な運用をしていくことになるうかと思ひます。それから、第三に、書記官の資格付与制度の問題であります。現行の書記官の資格の付与制度は、対内的にも、対外的にも、書記官に対する評価なしに處遇を高めるために機能してきたわけで、制度としては、それなりに定着していると思います。そこで大量退職という一過性の対策のためにこの制度の根幹にふれるような改善は行わないで、必要最少量の手直しにとどめていただきたいという考え方であります。方針の第四としましては、

事務官による充員の問題でござりますが、いわゆる事務官代替の問題につきましては、総務局からお話をあたるかと思ひます。方針の第四としましては、各府間で書記官事務の繁閑の差があるところ、あるいは各府内部でも、事務量の不均衡等があるとするならば、その府あるいはその府の内部部署によっては書記官の欠員を事務官で補充することもあり得るわけですね。この点につきましては、從前からも個別にそのような取扱いがなされているところであります。以上が大体

いてご説明いたしましたが、その柱となるものは四つあります。第一に書研の養成及びCP任用の相当数の増加、第二にCPに理論試験免除制度の導入、第三に任用制度の活用、第四に書記官有資格事務官の書記官への転官であります。これらの方策を機動的、総合的に活用して、裁判事務に支障のないようにしたいというふうに考へています。今申し上げました項目とに順次ご説明していきたいと思ひます。

まず、養成制度の変更でございますけれども、書研の養成関係は現行の第一部約100人、第二部約80人を、第一部約140人、第二部を70人から80人程度とする。それから、第二部の養成期間を、現行の2年を1年半に短縮することを検討するということであります。書研での養成制度は、受験者層の実体などから見ますと、一部・二部制は維持する必要があるうと考えますし、人員の問題では、予算上の問題とか書研の人的、物的収容能力の点などを考えますと、今申し上げたような養成数が相当であろうと考えています。なお、養成期間の短縮につきましては、その期間を直接養成者数の増加に結びつけるというよりもむしろ他の研修に活用する等の方向での検討中というふうでござります。

次に、書記官任用試験の関係ですが、現行の書記官任用試験に理論試験免除制度

度を新設する、この制度の骨子は、裁判所職員のうち書記官の適性があり、かつ、勤務成績が優秀な者で、書記官任用の四月一日現在の在官年数が二五年以上、年齢が五〇歳以上のもの、なお、在官一五年以上、年齢が四〇歳以上といふ特例措置も設けるわけです。こういう者のうちで、高級長官の推薦をうけたものにつきましては、理論試験を免除し、実務試験、口述試験及び勤務評定のみによつて選抜するというものです。また、CPの任用につきましては、現行の年間約60人を一四〇人から200人に程度に増加し、そのほかに、欠員状況を見ながら、先ほど申し上げた理論試験免除による者を相当数任用するというものであります。ですから、CPにつきましては、現行の選抜方法を維持するほかに、理論試験免除制度を導入しましてCP任用者の増加を図つていくことになります。この理論試験免除制度につきましては、長年裁判所の事務にたずさわってきましたことによりまして、書記官事務につきましても、経済的に、比較的短期間で書記官事務に習熟する能力があると認められる者で、勤務成績が優秀な者に對して書記官になる道を開くということです。在官二五年以上、年齢五〇歳以上というふうに考えますけれども、何人程度再任用するかは、書記官の欠員数とか勤務条件、即ち、任地、ボスト、給与、再任用期間等とか本人の希望等の諸要素に

ますと、本筋のCPとかCEの試験がなされざりになるおそれもありますので、そういうことから線引きをしたわけでござります。また、右のような人達が占めている事務官のポストが空くことによりまして、若手職員の育成や抜擢もやりやすくなるという面もあるわけでありまます。理論試験免除の対象者としましては、差し当つては、係長、専門職及び速記官の層にある程度集中しているのではないかと見ております。それから、理論試験免除者の数につきましては、欠員状況を見ながら各年度間の年齢構成のアンバランス等任用配慮上の要請も考えながら、年度ごとにきめていくことになりますから、概ね申し上げられないわざです。ただ、理論試験免除による任用増を図るといつても、試験の成績や書記官適性を無視してまで任用する考はえは持つておりません。こういうCPによる任用増、理論試験免除制度による任用は、来年の四月から実施できるよう準備を進めたいと考へています。

岡田裕与講演 ただ今の正盛参考官の説明に若干補足をさせていただきたいと思いますが、まず、書研の養成部の一部生を一四〇人に対するか、二部生を七〇人ないし八〇人に対するかという関係は、ご承知のとおり、本年四月に書研に入りました一部生、二部生から大体その数で人所させております。そういう意味では、大量起職期の対策については既に手



い、また、もう一つ、書記官事務の在り方ということは、大量退職期だけの問題ではなくて、常に考えていかなければいけない問題であります。特に、裁判官数とのバランスにおける書記官、事務官の必要な数というものがあり得るわけですから、将来予想される裁判官数の増加なり事件の増加という要素を考えますと、ある程度の書記官数を確保していく方策も考えていかなければいけない。むしろ、現時点での書記官数を確保するだけでは足りないこともありますと、書記官事務の見直し、効率的な点から、書記官の勤務の在り方については引き続き検討を加えていかなければいけないという考え方でございます。

昭和五年、あるいは五六六年、當時の書記官数及び事件件数というものを前提とした全国的な検討であるわけですが、事件の動向を見ますと、近年、民事あるいは少しありますが、先に年等の事件を中心にして、相当の増加傾向にあるわけです。大量退職が問題になります昭和六〇年代の中盤にかけま
まづ今的位置づけと少しご連い

い、また、もう一つ、書記官事務の在り方ということは、大量退職時期だけの問題ではなくて、常に考えていかなければいけない問題であります。特に、裁判官数とのバランスにおける書記官、事務官の必要な数というものがあり得るわけですから、将来予想される裁判官数の増加なり事件の増加という悪影響を考へますと、ある程度の書記官数を確保していく方策も考へていかなければいけない。むしろ、現時点での書記官数を確保するだけでは足りないこともあります。点から、書記官事務の見直し、効率的な書記官の執務の在り方については引き続き検討を加えていかなければいけないという考え方でございます。

竹崎第二、三課長 大量退職期における基本的な方策及びこれに至った経緯等につきましては、今お話をされたところでござりますので、その位置づけ及び基本的な方策を前提にした上で、当面する書記官事務の在り方の問題等について若干ご説明させていただきたいと思いま

から言われましたとおり、この対策によつて、当然に書記官の欠けた穴が埋められるというふうに考えるべきではないか、現在の執務体制、あるいは事務処理方法等について改善等による大きな変更がないかぎりといふことが当然の前提になつているわけです。そういう意味では、今後も大きな意味での改善策をさぐる必要があり、そうした方向への努力は続けていきたいというふうに思つています。また、仮に、この補充策を前提にするにしましても、多くの面で、なお書記官事務の改善等を考えていかなければならぬ面があるうと思われます。その理由としては、第一に、先ほども話に出ましたが、これは全国的なレベルでの検討であつて、各府における補充は必ずしもこのとおりに行われるとはかぎらない、書記官の欠けた穴が当然書記官によつて埋められるとはかぎらないから、そうした場合にそなえての対策を考慮しておく必要があると思われます。第二に、これは先ほど第一課長からちよつと話に出ましたけれども、この検討は、

3 書記官事務の合理化について

しては、こうした傾向が続くのではないか
ろうかといふに予想されるわけで
す。そういう意味で書記官の需要、ある
いはその事務量というものは、相当程度
現在よりは増加することが予想されるわ
けでして、今程度の書記官数を単に維持
するというだけでは、対応しきれないの
ではないかといふに考え方される
のであります。

第三は、退職する書記官と補充される
書記官との関連の問題ですが、ベテラン
の書記官層が退職し、そのあとは、新し
くこの方策によつて補充されるとします
と、全体としての書記官層の戦力はどの
ようなものになるであろうかということ
が問題となるわけです。

速記官制度をはじめとして、あるいは外
部速記、その他の逐語的調書の作成方法
と関連している問題であり、相当長期に
わたる基本的な検討が必要であろうと思
われます。

現時点での具体的な方策としては、去
年もお話をいたしました録音体の引用に
ついて検討を進めていきたいと考えてお
ります。現在のところ二つの府で刑事事
件について試験的に実施されており、必
ずしも制度的には定着したとは言えない
状況ですが、実施府においては、戦力と
して相当期待できるのではないかという
印象を持っております。これらの府の実
施状況を参考にし、主として刑事案件に
ついて実施の要領、手順等を検討してい

書協会報 83号

落 育成といった面での問題があらうと思われます。先ほどお話ししましたところにベテランの書記官に代って新たに補充された書記官に対する現場での指導は、とりわけ重要な意味を持つべくではなかろうかと思われます。この点も現在の中堅書記官に対して期待されるところは大きいものがあるわけですが、我々としても新しく書記官となる人に付する指導あるいは実務の参考になる上での実践的な執務資料といったものを整備していく必要があるうと考えております。今年度あたりから順次こうした点についての資料の整備を手がけていきたいと企画しております。さらには、この指導と同連するわけですから、執務体制の整備ということが重要であらうと思われます。ご承知のことと思いますが、昨年卒業記録消失をはじめとして多くの書記官事務処理上の過誤が発生しております。こうした事故は、もとより担当者の過失、不注意によるものではありませんが、このように多発すると執務体制そのものの在り方にもかかわっているのではないかと思います。大量退職期を迎える前に、現時点でそうした体制の整備を図っていくことが、特に必要であろうと思っております。

なお、書記官事務の合理化に関しては、ワードプロセッサーの研究について若干補足させていただきます。昨年もお

話いたしましたけれども、書記官事務あるいは裁判事務におけるワープロの運用について総務局第三課では、昨年秋から実際にワープロを用いてどのくらい効用があるか基礎的な研究を行ってきました。まだ中間報告的なものでありますから、現時点での結果について簡単にご紹介いたします。研究に用了は、いわゆるかな・漢字変換方式と呼ばれる比較的素人にも操作しやすい機種ですが、この機械を使って民・刑・家・小の事件について定型性が強く、使用頻度も高いと思われる十数種類の文書、例えば、金錢事件についての欠席判決、あるいは手形判決、和解調書、登記嘱託書、刑事の窃盗事件の調書判決、あるいは裁判の審判書、調停案等を原上げて、手書き速度と対比した文書作成時間の実験について実験を行いました。その印象を申し上げますと、この実験は書記官経験者三名を含めた事務官四名であったたかけですが、素人つまり機械を操作したこのない書記官経験者がワードプロセッサーの操作に習熟するということは、非常に使いやすい機種でありましたが、容易ではなく、特に、これによつて手書きとの同程度の効率を上げるということはかなり困難なようあります。実験が終わるまで一人が三〇時間ほど使用したわけですが、最終段階でも、一分間に大体二七、八文字しか打てない、手書きの速さ

は、大体一分間に三〇字くらいです。これに遅するのは容易ではないと、うのが第一の印象です。第二番目には、使用する書式の問題ですが、定型性が、ものについては、あらかじめセットしておけば、不足分、あるいは変更分だけ補充すれば足りるわけですので、トータルの文書作成は非常に簡単になります。しかし、定型性をちょっと低くすると、常に時間がかかり効用が著しく減殺されるという結果が出ております。そういう意味では、定型性の高いものについてこれを利用するというのは効率がありそこそこと思われますが、現在、先ほど申し上げたような書面につきましては原稿にとどまるが、あるいはそのまま外部へ出すかは別として、多くの場合定型の書式が作られており、それらの定型の書式が作られているものについては、ワープロを使って成せるよりは、その書式に単に手書きで補充する方が余程早いということになるわけです。それから、三番目に、効率を上げるためにこの書式を相当多數のフロッピーディスクに打つということになりますと、引出す時の符号化といいますかその整理がかなり面倒になることになりますのでして、どのぐらい基本文書をそのディスクに打ち込んでおけばいいかといふこともかなり検討しなければならない事項であろうと思われます。さらに、機器の利用の形態としては、一人一台ない

しはせいぜい一か部に一台ぐらいの台数
がなければともに日常的にこれを使って
事務処理の効率をあげるというわけには
いかないであろうと思われます。これら
の問題につきましては、いろんな解決方
法があると思います。例えば、専門のオ
ペレーターがいて操作するということに
なれば、明らかに手書きよりも早くなる
わけで、そういう理想的な形態、つまり、
専門のオペレーターが文書作成事務
を集中的に管理し、定型性の高いものを
全部打ち込んでおくといふような利用方
法を考えれば、なるほど効率のある機械
でありますけれども、現在の執務体制の
もとで裁判所にこれを入れて、本当に大き
きな戦力として期待できるかということ
になりますと、非常に多くの問題点があ
りそうだと考へているところです。まだ
中間的な段階で更に検討を加えなければ
ならないと思いますが、一応現時点での
感想をお話しておきます。

三 退職母記官の進路について

新井企画監査部長 それでうー、三
の問題に入らしていただきます。退職書
紀官の進路とということで勤務の延長、再
任用制度、任用方針等につきましては先
ほどお話をありましたので、補足するこ
とがありましたらお話をいただいて、あ
と、昨年、東京と大阪の各高裁に置かれ

ました企画官につきまして、その職務内容の詳細と含めて退職者の進路開発について、当局の方でどういうことをお考えになっているか、その辺のところを説明いただきたいと思います。

1 勤務の延長、再任用制度の運用方針について

岡田給与課長 定年制が施行された時期以後における勤務延長・再任用の問題であります。実は、昨年九月末に人事院の方から、「定年制度に関する人事規則についての措置要綱案」というものが発表されました。これはおそらく皆様のお目にもとまっているのではないかと思ひますが、いわゆる特例定年の官職の列挙という点では、かなり具体的になつておりますが、勤務延長・再任用の関係につきましては、この措置要綱案でもまりはつきりせず、法律そのものとそ
れ変わりがないものであります。しかし、これまで人事院の関係者がいろいろな機会に説明しているところを総合して考えますと、おそらく、裁判所において活用できるのは、再任用の制度であり、勤務延長の方はむずかしいのはなからうかというふうに考えております。それで、この再任用の関係につきましては、先ほど正盛事務官から説明しましたとおり、書記官等の欠員補充の関係である程度活用していくべきだと考えております。

この措置要綱案では、定年制が施行された後、年齢層の方を対象にして、再任用を希望する気持があるかどうかの意向調査をやつてみたいと考えております。

2 企画官について

次に、企画官の関係であります。承知のとおり、昨年の四月に東京高裁と大阪高裁に企画官が設置され、また、本年四月に名古屋高裁に企画官が設置されました。この企画官の所掌事務として私達の考えておりますところは、退職管理関係の諸制度の調査、他省庁の高齢者、退職者対策の把握、退職者の動向の把握、退職予定期の意向調査、再就職先の開発、高齢者、退職者の福利厚生活動の開発等であります。それと、この再任用の関係につきましては、先ほどの説明とおり、書記官等の欠員補充の関係である程度活用していくべきだと考えております。

この企画官の所掌事務として私達の考えておりますところは、退職管理関係の諸制度の調査、他省庁の高齢者、退職者対策の把握、退職者の動向の把握、退職予定期の意向調査、再就職先の開発、高齢者、退職者の福利厚生活動の開発等であります。それと、この再任用の関係につきましては、先ほどの説明とおり、書記官等の欠員補充の関係である程度活用していくべきだと考えております。

この企画官の所掌事務として私達の考えておりますところは、退職管理関係の諸制度の調査、他省庁の高齢者、退職者対策の把握、退職者の動向の把握、退職予定期の意向調査、再就職先の開発、高齢者、退職者の福利厚生活動の開発等であります。それと、この再任用の関係につきましては、先ほどの説明とおり、書記官等の欠員補充の関係である程度活用していくべきだと考えております。

この企画官の所掌事務として私達の考えておりますところは、退職管理

ただ、現在のところ再任用される方に対する給与がどのようになるかはつきりしないわけでありまして、退職時の給与の七割ないし八割程度になるのではないかといったようなことも伝わってきておりましたが、このあたりがはつきりしてるのは、まだ相当になるのではないかと

ことからいたしますと、私達の方で再任用の制度を活用したいというように考えても、果たしてそれを希望される方など程度いるかという問題もあり、できるだけ早い時期に、対象になる年齢層の方を対象にして、再任用を希望する気持があるかどうかの意向調査をやってみたいと考えております。

この企画官の所掌事務として私達の考えておりますところは、退職管理関係の諸制度の調査、他省庁の高齢者、退職者対策の把握、退職者の動向の把握、退職予定期の意向調査、再就職先の開発、高齢者、退職者の福利厚生活動の開発等であります。それと、この再任用の関係につきましては、先ほどの説明とおり、書記官等の欠員補充の関係である程度活用していくべきだと考えております。

この企画官の所掌事務として私達の考えておりますところは、退職管理

四 書記官の研修制度について

柏谷企画調査部長 それでは、書記官の研修制度についてお話をいただきたいのですが、先ほどの話がありました書記官の補充方針によりますと、ベテランの書記官が退職した段階で一時的に戦力が低下するのではないかという危惧の念を抱くわけですが、現行の

研修体系をこのまま維持する方針があるのが非常にむずかしいものばかりであります。これが軌道に乗るまでには、なお相当の日時を要するのではないかと考えております。

この企画官の所掌事務として私達の考えておりますところは、退職管理

いうことで、書研のカリキュラムその他の面で問題がないかどうか検討しております。

それがもしも「C.P.」の任用者数を相当増やしていくことは先程お話ししたとおりであります。が、その際、従来行われておられますところのC.P.の任用者に対する基礎研修を現在のとおりの期間とか方法で行うのが相当かどうかも検討しなければならないと考えております。この關係は、現時点におきましては、まだ一定の検討ができるというわけではありません。今後、任用者数等を詰めていく過程で、どういう方法がよいか検討してまいりたいと思っております。先ほども申し上げたとおりですが、大量退職期は、特にベテランの職員が多数退職し、経験の浅い者が多数任用されてくる時期であります。したがって、任用後の研修等についても、いろいろ検討していくかなければならないと考えているわけであります。が、そういうゆる職場外研修とともに、日常の職場における職場研修がこれまで以上に非常に大切になってくるものと思われます。そういう意味からも、中核となるベテランの書記官の皆さんの職場における指導が非常に大事だと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

五 主任書記官試験について

谷企画調査部長 次に、主任書記官の問題に移らしていただきますが、昨年の座談会でもテーマにあげましてお考えを話をいただいたのですけれども、私どもは、各高裁地区ごとに毎年開いております支部交流会等に行きますと、特に若い書記官の中から、試験偏重の弊害というものは分かるのだけれども、その欠陥を除去するような方策を講じた上で是非試験を復活してもらいたいという希望がすごく強いわけです。再度、去年と同じなんですが、ここにテーマとして掲げさせていただいたわけですから、繰り返しになるかも知れませんけれども、見解を伺いたいのですが。

常に少ないわけでありまして、本来有り得るにその選にもれて高齢期を迎えている官記官等に人事管理上の配慮を必要とすべき度合が最も高い時期にありますことを理解いただきたいと思います。主任書記官選考試験を実施しております昭和〇年代と現在とでは、職員構成やボスの充員状況等の客観情勢が全く違っておりますことと、昨年お話しました主任書記官の職務内容からみた試験の在り方等を考え合わせますと、将来的検討課題ではありますようけれども、現在のところ、今直ちに試験制度を復活させるとは

めに能る書記ご三トお任方題に改進つて考慮すべき事項、それから柏谷企画調査部長、次に、総務局三課の今後の作業計画に入らしていただきたいと思います。

杉原審議官 私から総務局三課の今年度の業務計画について、四点ほど申し上げたいと思います。

第一点は、首席書記官会同の開催予定についてでございます。本年度は民事首座書記官の中央会同を予定しております。これは、大体一月下旬頃に開催される見込みでございます。テーマといったしましては、書記官事務及び訟廷事務の

六 総務局三課の今後の作業計

正盛参考官 司会の方がおつしやつを
ようには昨年のこの座談会でお話しされました
げたとおりでございますが、主任書記官の
の任用も成績主義の原則に基づいて行な
べきことは当然のことでありまして、特
に、これから大量退職時期を迎える時の
期以降のことを考えますと、将来指導的
役割を果たすべき有能な若手書記官等を
今から抜てきして任用していく必要があ
ることは十分承知しておりますので、でき
るかぎり若手職員からの抜てき任用を高
裁にもお願いってきておりますけれども
なかなか思うようにはならないとい

う考えはもっておりません。
なお、三〇歳台を中心とした書記官等の中には将来を嘱望される有能な人材が多く、順調に実力を備えつつあり、既に主任書記官等としての職責を果たし得る人も相当数あることは私どもも十分承知してあります。が、数年後の大量退職期に入りますと、それから後はこれらの人達にすべてを託すことになりますので、当面主任書記官等への任用に相当のずれが生じておる、といたしましても、その時期に備える心構えと自覚とを持ってより一層の研さんを積んでいたくようにお願いいたします。



を取上げ
これは、
た大量退避
善や指導等
物管轄改工事
後の地
簡裁の東
務処理能
勢、特に
クレジッ
ト関係等
の大量退

き続々その事件数の動向をみた上で必要な手当をしていきたいというふうに考えているわけです。

荒井第一課長 最後に二点ほど申し上げたいと思います。一つは、裁判統計データベースシステムの運用についてであります。三年計画で統計処理を中心に現在のコンピューターシステムを拡充し

ようという計画を進めています。五八年度でシステム開発が完成して、八年度の終り、つまり五九年の二、三月

頃には機能、容積の相当大きなコンピューターが最高裁の中に設置される見通しになってきております。これは事件票に書記官その他の方々が記入されたものを

最高裁総務局統計課で、司法統計年報を作成するということを主眼として情報の処理をしてきたわけですが、だんだんと

司法統計年報程度の情報処理では今日のいろんな需要に対応できないということになつてきておりまして、もっと統計情

報の処理を機能アップしなければいけないということから出発したわけでありま

す。五八年度の終り頃から実際に運転が始まることで、現在事務的な作業を含めてつめをやつておられるわけですが、この完成の時には、例えば、統計一つを取上げましたら、下級裁のいろんな需

要、あるいは最高裁内部の需要に相当程度、統計の上では應ぜられるのではないから、その反面において、例えば、司法

統計年報の内容に何らかの変更を加えるかどうか、あるいは下級裁の資料の事務に何らかの見直しが出てくるかどうか、それはまさにこれらの検討でございます。それから、かなり大きな容量のコンピューターですから、裁判統計情報の処理に合わせてそのほかの司法行政事務、例えば図書資料の利用等でありますとか、もちろん司法行政上の事務にコンピューター処理で効率アップができるものがあるかどうか、その辺は各局と相談しながら作業を進めているという段階であります。これは余談ですが、書記官研修所の書記官実務研究とか司法研究とか係員的なものを基礎とした実務研究がこれまでございました。その研究をされた方々は、各所でいろいろと記録にあつた統計数字にあつたりして相当ご苦労があつたと思うわけですが、そういう面でバックアップは相当できることになるのではないかと思います。

それから、正盛泰事務の先ほどのお話に因襲して、五七年度の一般職在外研究で派遣されている小森泰務の近況をご紹介しておきます。最高裁の方に定期的に書簡の形をとった報告書がまいりていますが、今、テンバーに本拠地を置いて当初二か月ほど語学研修を語学学校に入つてやられまして、そのあとテンバー、カリフォルニアの各種の裁判所を中心いて非常に精力的に見聞して回つておられる

ようです。それから南カリフォルニア大学という所にコネをつきました。裁判運営の講座をいくつか選択して、勉強してきました。これで予定のテーマは全部終わるということで、非常に元気に、しかも、受入れ地としてこれまで初めてのところで、みずから開拓をするというおられるということです。多忙中のところ長時間にわたり貴重なお話をいただきありがとうございました。これをもって本日の座談会のような毎日で、大変結構なことです。あとあとの方々のご参考にもなるのでは

ないかと思います。

都司統務部長 どうもありがとうございました。これで予定のテーマは全部終りました。この多忙中のところ長時間にわたり貴重なお話をいただきありがとうございました。これをもって本日の座談会を終らせていただきます。

*

*